

調査計画

- 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）
民間非営利団体実態調査

2 調査の目的

本調査は、民間非営利団体の収入、経費及び投資額等を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、国民経済計算推計のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲（全国 その他）

- (2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

「日本標準産業分類」に掲げる大分類「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する産業（※）において、「経済センサス」の経営組織区分の「民営」のうち「会社以外の法人」又は「法人でない団体」に分類される事業所

※ 詳細は別添1 調査対象とする産業一覧を参照

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

- (1) 報告者数

約3,000事業所（母集団の大きさ：約27万事業所）

- (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

事業所母集団データベースの年次フレームを母集団名簿として用い、産業別、従業者規模別を層とする最適配分による層化無作為抽出を行う。

※ 詳細は別添2 標本設計を参照

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項（詳細は別添3 調査事項一覧を参照）

- ① 事業所の概要（法人番号、経営組織、従業者数、事業活動の範囲等）
- ② 事業所の収入（会費等の移転的収入、事業収入等）
- ③ 事業所の経費（仕入代、消耗品費等）
- ④ 事業所の投資（住宅、非住宅等）
- ⑤ 介護保険事業の実施状況（実施の有無、収入額の多い事業等）

[集計しない事項の有無] 無 有

・①事業所の概要のうち、「法人番号」、「経営組織」については、集計を行う際に、調査票と調査対象名簿の突合のために用いるものであり、集計は行わない。

・①事業所の概要のうち、「4. 貴事業所の従業者数」の「無給で従事している者」については、集計を行う際に「従業者数総数」から除外するために用いるものであり、集計は行わない。

・②事業所の収入のうち、「その他の収入」については、集計を行う際に「収入計」から除外するために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統 内閣府—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

内閣府は、内閣府の委託を受けた民間事業者を通じて報告者に対して調査票を郵送し、報告者は、自計報告により、郵送で回答を提出する。また、内閣府ホームページ上に掲載した調査票を報告者がダウンロードし、メールにて提出すること及び独自のオンライン回答システムにて回答することも可能とする。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。

本調査の業務を受託する民間事業者は、オンライン回答システムの構築・運用・管理のほか、回収された調査票について内容審査を行うとともに、調査票内容に疑義が生じた場合には照会を行うほか、調査票未提出の報告者に対しては督促を行う。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年6月上旬～9月下旬

8 集計事項

- (1) 民間非営利団体における従業者規模別収入・支出額等
- (2) 事業形態別、従業者規模別収入・支出額等
- (3) 産業別、従業者規模別収入・支出額等
- (4) 介護保険事業の実施状況等について
- (5) 非営利事業のうち収入額の一番多い活動内容について

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）
- (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）
インターネット（内閣府ホームページ及びe-Stat） 及び印刷物により公表する。
- (3) 公表の期日
調査実施年度の1月末

10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）
使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
 - ・記入済み調査票：3年
 - ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用（無期限）
- (2) 保存責任者

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長

民間非営利団体実態調査の調査対象産業と「国民経済計算(SNA)」の分類の関係

調査対象欄に●がある業種が、民間非営利団体実態調査の調査対象産業である。

SNAの分類	目的別分類	調査対象	日本標準産業分類	
				大分類
会員制企業団体 (市場生産者)		● 870 管理、補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)		Q
		● 872 事業協同組合(他に分類されないもの)		Q
		● 931 経済団体		R
対家計民間 非営利団体 (非市場生産者)	教 育		710 管理、補助的経済活動を行う事業所(71学術・開発研究機関)	L
			711 自然科学研究所	L
			712 人文・社会科学研究所	L
			810 管理、補助的経済活動を行う事業所(81学校教育)	O
			811 幼稚園	O
			812 小学校	O
			813 中学校、義務教育学校	O
			814 高等学校、中等教育学校	O
			815 特別支援学校	O
			816 高等教育機関	O
			817 専修学校、各種学校	O
			818 学校教育支援機関	O
			819 幼保連携型認定こども園	O
			● 820 管理、補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育、学習支援業)	O
		● 821 社会教育	O	
	そ の 他	● 850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	P	
		● 853 児童福祉事業	P	
		● 854 老人福祉・介護事業〔ただし、8542介護老人保健施設、8543介護医療院は除く。〕	P	
		● 855 障害者福祉事業	P	
		● 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	P	
		● 932 労働団体	R	
		● 933 学術・文化団体	R	
			934 政治団体	R
● 939 他に分類されない非営利的団体		R		
● 941 神道系宗教		R		
● 942 仏教系宗教	R			
● 943 キリスト教系宗教	R			
● 949 その他の宗教	R			
● 950 管理、補助的経済活動を行う事業所(95その他のサービス業)	R			
● 951 集会場	R			

- 注：1. SNAの分類で「市場生産者」に分類される事業所のうち、「870 管理、補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)」、「872 事業協同組合(他に分類されないもの)」、「931 経済団体」に属する事業所は、SNAの経済活動別分類では、「その他のサービス業」(うち、会員制企業団体)となる。
2. 民間非営利団体実態調査の調査対象とならない業種については、SNAでは他の基礎資料を用いて推計を行っている。
3. 上表の「目的別分類」とは国民経済計算(SNA)年次推計(フロー編)の付表13で用いている分類。

民間非営利団体実態調査における標本設計

○ 標本抽出の方法

事業所母集団DBの年次フレームを母集団名簿として、産業分類（12分類）及び従業者規模（1～4人、5～19人、20～49人、50人以上の4階層）を層とする層化無作為抽出を行う。なお、調査対象事業所は5年ごとに標本抽出替えを行う。本調査においては、調査項目の中でも重要度の高い支出金額を統計量とし、目標精度として標本誤差率が3%（信頼水準95%）となるように標本設計を行う。過去の調査実績より導かれる約8割の回収率（参考1）も考慮すると、必要な調査票配布数は約3,000となる。

階層ごとの標本数の割当については、調査実績をもとにしてネイマン配分法により設定を行う。

$$n_i = \frac{N_i \sigma_i}{\sum_{k=1}^L N_k \sigma_k} n$$

i : 階層番号（産業分類、従業者規模の組み合わせで表される。）

n : 標本数

n_i : i 層における標本数

N_i : i 層における母集団数

σ_i : i 層における母集団の標準偏差の推定値

L : 層の合計数

調査事項一覧

事業所の概要

法人番号

経営組織

本所・支所の別

従業者数（有給役員、常用雇用者、臨時・日雇、有給従業者数計、無給で従事している者、従業者数総数）

事業活動の範囲について

全事業活動に占める非営利事業活動の従業者数及び収入額の割合（％）

本所・支所全体に占める調査対象事業所の従業者数及び収入額の割合（％）

非営利事業のうち、収入額の一番多い活動内容

事業所の収入（千円）

会費等の移転的収入

事業収入

利子収入

配当収入

地代

家賃

賃貸料

その他の収入

収入計

事業所の経費（千円）

仕入代

消耗品費

光熱水費

印刷製本費

移転的支出のうち、上下部機関への支出、負担金

移転的支出のうち、関連機関への会費

移転的支出のうち、保険・共済組合等の給付金

移転的支出のうち、寄付金、人への贈与金等

移転的支出のうち、損害保険料

人件費
地代
家賃
賃借料
減価償却費
租税・公課
支払利息
その他の事業経費
支出計

介護保険事業の実施状況

実施の有無

非営利活動事業収入全体に占める介護保険事業収入の割合（％）

介護保険事業で最も収入額の多い事業

事業所の投資（千円）

非営利会計投資額及び営利会計投資額

住宅

非住宅

構築物等

設備

在庫増減

投資額に占める非営利会計分の割合

(参考1)

民間非営利団体実態調査の回収率推移

(単位:%) (単位:%) (単位:%)

調査対象年度	調査対象数	総回答	有効回答 (無効回答 を除いた)	総回収率 (実績)	有効回収率 (実績)	目標回収率 (仕様書)	
H19年度	3,000	2,461	2,259	82.0	75.3	80	←サンプル替え
H20年度	3,000	2,480	2,270	82.7	75.7	80	
H21年度	3,000	2,543	2,386	84.8	79.5	80	
H22年度	3,000	2,480	2,399	82.7	80.0	80	
H23年度	3,000	2,890	2,346	96.3	78.2	80	
H24年度	3,000	2,041	1,901	68.0	63.4	80	←サンプル替え
H25年度	3,000	2,598	2,402	86.6	80.1	80	
H26年度	3,000	2,500	2,414	83.3	80.5	80	
H27年度	3,000	2,595	2,517	86.5	83.9	80	
H28年度	3,000	2,502	2,438	83.4	81.3	80	
H29年度	3,000	1,890	1,750	63.0	58.3	80	←サンプル替え
H30年度	3,000	2,436	2,298	81.2	76.6	80	
R1年度	3,000	2,643	2,488	88.1	82.9	80	
R2年度	3,000	2,793	2,632	93.1	87.7	80	
R3年度	3,000	2,804	2,550	93.5	85.0	80	
R4年度	3,000	2,051	1,831	68.4	61.0	80	←サンプル替え

推計方法

- 各統計表右欄の全事業所合計額及び従業者数は、当該統計表における従業者規模別一事業所当たり平均に、産業別・従業者規模別母集団数をそれぞれ乗じて求めた値の合計値である。
- 各統計表の左欄にある全事業所での一事業所当たり収入・支出額及び従業者数は、全事業所合計額の数値を産業別母集団数で除して求めた平均値である。
- 統計表のうち、「非営利団体計」、「対事業所サービス」、「対家計サービス」及び「85 社会保険・社会福祉・介護事業」は、産業別に求めた数値を合計し表章したものである。それぞれに含まれる産業は以下のとおり。なお、これらの統計表における一事業所当たり収入・支出額欄は全て、各統計表における全事業所合計値を、該当する産業の従業者規模別事業所合計数で除した値である。

非営利団体計＝対事業所サービス＋対家計サービス

対事業所サービス＝870 管理、補助的経済活動を行う事業所(87 協同組合)+872 事業協同組合(他に分類されないもの)+931 経済団体

対家計サービス＝820 管理、補助的経済活動を行う事業所(82 その他の教育、学習支援業)+821 社会教育+85 社会保険・社会福祉・介護事業+932 労働団体+933 学術・文化団体+939 他に分類されない非営利的団体+94 宗教+950 管理、補助的経済活動を行う事業所(95 その他のサービス業)+951 集会場

85 社会保険・社会福祉・介護事業＝850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85 社会保険・社会福祉・介護事業)+853 児童福祉事業+854 老人福祉・介護事業+855 障害者福祉事業+859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

- 「国民経済計算（SNA）」の民間非営利団体には、事業所に対してサービスを提供する会員制企業団体(事業協同組合、経済団体 他)の一部と家計に対してサービスを提供する対家計民間非営利団体(社会教育、老人福祉・介護事業、宗教 他)等が含まれ、本調査上では前者の提供するサービスを「対事業所サービス」といい、後者の提供するサービスを「対家計サービス」という。
- 本調査においては、「介護保険事業」（「国民経済計算（SNA）」上、「市場生産者」扱い）を含めた形で集計を行っている点につき御留意されたい。
- 結果の公表については日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に従っている。820、850、870、950 については、平成 19 年 11 月改定において主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」として新設された分類であるが、従来との整合性を保つため、同じ中分類にある他の小分類に含めている。